

○経済産業省告示第三百十号

外国為替令（昭和五十五年政令第二百六十号）第六条第五項の規定に基づき、平成十二年通商産業省告示第七百七十七号（外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入）の一部を次のように改正し、平成十八年十月十四日から施行する。

平成十八年十月十三日

経済産業大臣 甘利 明

「貨物の輸出及び貨物の輸入」を削り、次の各号を加える。

一 貨物の輸出

二 北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入以外の貨物の輸入

附 則

この告示による改正後の外国為替令第六条第五項の経済産業大臣が支払等がされても特に支障がないと認めて指定する貨物の輸出又は輸入第二号（「北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の輸入以外の」に係る部分に限る。）の規定は、平成十九年四月十三日限り、その効力を失う。